

## ②毎日の暮らし

### ごみ

#### 地域別ごみ収集曜日一覧

環境政策課 ☎951-3231

市民便利帳裏表紙のごみ収集曜日一覧表をご覧ください。

#### ごみに関するお問い合わせ(平日 8時30分～17時15分)

各担当課へ

##### ①ごみに関するお問い合わせ

内 容		担当課	電話番号	
■ごみの収集 そごみ・拠点回収の受付・相談、ごみ置き場、不法投棄、 ごみの分別		クリーン推進課	889-3567	
■ごみ減量・資源化、事業所ごみ ごみの分別、許可業者		環境政策課	951-3231	
■街路樹のせん定、倒木、側溝のごみ(市道)		道路管理課	951-3237	
■道路上の犬猫 死骸処理	(市道・私道)	平日(8:30～17:15) 上記以外の時間帯	クリーン推進課 本庁守衛室	889-3567 867-0111
	(県道)		南部土木事務所	867-2941
	(国道)		南部国道事務所	943-6201

#### 家庭ごみの正しい分け方・出し方

環境政策課 ☎951-3231

市では、家庭のごみを次のように分け、種類ごとに分別収集しています。ごみは、しっかり分別し決められた場所に、収集日の朝8時30分までに出しましょう。(一世帯で一度に出せる量は6点までです)

##### ●もやすごみ

指定ごみ袋(赤色)に入れて出してください。

- ・生ごみ(水切りをしてください)
- ・ゴム、皮革製品
- ・プラスチック
- ・毛布、カーテン、布団など

##### ●もやさないごみ

指定ごみ袋(青色)に入れて出してください。

- ・小型電化製品
- ・ガラス製品、食器類(割れていないもの)
- ・金属、金属を含む混合物

※小型電化製品とその他のもやさないごみは袋を分けて出してください。

※取り外し可能な充電式電池は、取り除いてください。

※指定ごみ袋に入る場合でも、ごみ処理施設や収集車を破壊させる可能性があるものはそごみとして収集します。

例：金属のかたまり、工具類、石油ストーブ、冷風機・除湿機、ガスコンロ、電子レンジなど

●資源化物（紙・布）

種類ごとにひもでしばって、晴れ・くもりの日に出してください。

- ・本類、雑がみ（包装紙、プリント、ポスターなど）
- ・新聞紙、チラシ
- ・ダンボール（テープ、ホッチキスは除く）
- ・紙パック（洗って開いて乾かす）
- ・布、古着類（タオル、シーツ、古着）

※袋には入れないでください。

※雨の日には出さないでください。

※小さい雑がみは、封筒にまとめ、本などと一緒にしばって下さい。

※資源化できない紙類は「もやすごみ」へ

例：包装紙、プリント、ポスター、パンフレットなど

※下着類、靴下は「もやすごみ」へ

●資源化物（缶・びん・ペットボトル）

中身を取り出して、種類ごとに分けて、透明・半透明の袋に入れて、出してください。

※容器の中を軽くすすいでください。

※キャップとラベルは必ず取り除いてください。

※ペットボトルはできるだけつぶしてください。

●資源化物（草・木）

草木以外は入れずに、ひもでしばるか透明・半透明の袋に入れて、出してください。

※木材、ベニヤ、角材などはペンキや防腐剤が塗られているものがあるのでリサイクルできません。「もやすごみ」か「そ大ごみ」で出してください。

※一回に出せる量は5束（6袋）までです。

●有害・危険ごみ、乾電池

種類ごとに分けて透明・半透明の袋に入れて出してください。

- ・蛍光灯（箱に入れるか新聞などで包んでください。ガムテープなどは使用しないでください）
- ・割れガラス・カミソリ・カッターなど（厚紙な

どに包んで「キケン」と表記し透明・半透明な袋に入れて出してください）

●そ大ごみ・スプリング入り製品

家庭で使用していたもので、指定ごみ袋（大）に入らないものがそ大ごみとなります（一部例外あり）。

そ大ごみの回収は、事前の申し込みが必要です。

- ①クリーン推進課へ、インターネットもしくはお電話にて申し込み。（☎889-3567）
- ②スーパー、コンビニでそ大ごみ処理券を買う。※スプリング入り製品の場合は、取扱店舗でスプリング入り製品の処理券を購入してください。
- ③廃棄するものに処理券を貼る。
- ④指定された日にごみ置き場に出す。

<処理券の価格>

- ・1㎡未満でかつ10kg以下のもの…そ大ごみ処理券：300円×1枚
- ・1㎡以上のもの、または10kgを超えるもの…そ大ごみ処理券：300円×2枚



- ・スプリング入りマットレス … 2,600円
- ・スプリング入りソファ1人掛け… 1,940円
- ・スプリング入りソファ1人掛け… 1,270円



## 市で収集・処分できない家庭ごみ

### (1) 市で収集できないごみ

次のごみについては、市では収集していません。

#### ●引っ越しや自己リフォームに伴うごみ

市が許可した収集運搬業者に委託するか、ごみ処理施設へ持ち込みしてください。

【一般廃棄物収集運搬許可業者の紹介】 環境政策課 ☎951-3231

#### ●空き地、墓地などの清掃に伴うごみ

ごみ処理施設へ持ち込みするか、各自で持ち帰り家庭から出す等の対応をお願いします。

### 【ごみの持ち込みについて】

ごみの持ち込みの際は、品目によって事前予約が必要です。

品目	手数料	予約・問い合わせ先	受入施設・受入時間
<b>※予約が必要です</b> ■引っ越し等に伴う多量ごみ (もやすごみ、もやさないごみ) ■そ大ごみ	60円/10kg	那覇・南風原 クリーンセンター ☎050-3529-5300	那覇・南風原 クリーンセンター (南風原町新川 650)
<b>※予約が必要です</b> ■リフォームに伴うごみ	60円/10kg	環境政策課 ☎951-3231	月曜日～土曜日 9:00～11:45 13:00～16:45 ※1月1日～3日は除く
■資源化物 (缶、びん、ペットボトル、布)	無料		エコマール那覇 リサイクル棟 (南風原町新川 655)
<b>※予約が必要です</b> ■資源化物(草木)	無料	クリーン推進課 ☎889-3567	月曜日～土曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 ※1月1日～3日は除く

### (2) 市では収集・処分できないごみ

#### ●適正処理困難一般廃棄物

次のごみについては、市では収集、処分できません。購入したところで引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を委託してください。

ピアノ、オートバイ、タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、化学薬品、貯水タンク、ボタン型電池、充電式電池、ボート、浄化槽、看板、自動車、火薬類、染料、廃油、劇薬、農薬、ブロック、コン

※ボタン電池・充電式電池は、家電量販店などに設置されているリサイクルボックスで回収を行います。

●家電4品目（①テレビ、②冷蔵庫・冷凍庫、③洗濯機・衣類乾燥機、④エアコン）

家電リサイクル法により、リサイクルが義務づけられています。購入した家電販売店または買い替えをする家電販売店に引き取りを依頼してください。

●パソコン

資源有効利用促進法によりリサイクルが義務づけられており、「PCリサイクルマーク」がついたパソコンは製造メーカーが無償で回収・リサイクルしています。それ以外のパソコンについては以下にお申込みください。

【申し込み先】リネットジャパンリサイクル（株） ☎0570-085-800

**※事業活動に伴うごみは、家庭のごみとして出すことはできません。事業者のごみの出し方をご確認ください。**

## 事業者のごみの出し方

環境政策課 ☎951-3231

事業者は、廃棄物の減量化に努めるとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適性に処理しなければなりません。 ※事業活動に伴うごみは、家庭のごみとして出すことはできません。

●事業系廃棄物とは？

店舗・会社・商店・飲食店などの事業活動に伴って発生するごみのことで、産業廃棄物と一般廃棄物があります。事業活動とは、単に営利を目的とするものに限らず、他に教育・社会福祉・公共サービスや自治会などの事業も含まれます。

●産業廃棄物とは？

建築資材、廃プラスチックなど、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた21種類の廃棄物をいいます。これらのごみは市で処分することができないため、産業廃棄物処理施設へ直接搬入するか、産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。（産業廃棄物処理業者とは、産業廃棄物収集運搬業者および産業廃棄物処分業者のことです）

※処理委託にあたっては、事前に収集運搬業者および処分業者それぞれと書面による契約を結び、引き渡し時においては産業廃棄物管理票（マニフェスト）を適切に交付してください。

委託契約書およびマニフェストは、それぞれ5年間保存してください。

【お問い合わせ先】（一社）沖縄県産業資源循環協会 ☎878-9360

●一般廃棄物とは？

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。これらのごみは、ごみの事前確認を受けた後に、那覇・南風原クリーンセンターへ排出者本人が直接持ち込みするか、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

【お問い合わせ先】 環境政策課 ☎951-3231

## 事業活動から出る草木は近隣の処理施設へ

環境政策課 ☎951-3231

事業所内（公共機関・教育施設・集合住宅の管理敷地を含む）などから、事業および清掃活動などで排出される草木は市では受け入れできません。近隣の一般廃棄物（草木）処分許可業者の事業場へ直接持込するか、市が許可した一般廃棄物（草木）収集運搬許可業者へ依頼してください。なお、建設工事などに伴って排出される伐採木は産業廃棄物に該当しますので、産業廃棄物処理施設へ直接持込するか、産業廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください。

## 4R運動 ～Let's try ごみ減らし～

環境政策課 ☎951-3231

環境にやさしいごみ処理のためには、ごみそのものを減らしていくことが一番大切です。そのために、次の4つの行動理念（4R運動）を実行しましょう。

- 1. リフューズ（いらぬものは断る）Refuse**  
過剰包装を断り、買い物にはマイバッグを持参しましょう。
- 2. リデュース（減らす）Reduce**  
詰め替え商品を利用するなど、生活の無駄をなくしましょう。
- 3. リユース（再利用する）Reuse**  
フリーマーケットに参加したり、何度も使える容器を活用しましょう。
- 4. リサイクル（再資源化する）Recycle**  
資源化物の回収に協力し、リサイクル商品を購入しましょう。

### ●民間企業の資源化物回収・リサイクル活動

市内には食品トレイ（発泡スチロール）や牛乳パックなどの回収箱を設置し、ごみのリサイクル活動を行っている店舗もあります。積極的にご活用ください。

## 資源化物の無断持ち去り行為は 条例違反です！

クリーン推進課 ☎889-3567

『決められた方法』で『決められた日』『決められた場所』に出された資源化物（古紙・空き缶、空きびん・ペットボトルなど）を無断で持ち去る行為は条例で禁止されています。持ち去り行為を目撃したときは、日時・場所・持ち去られた物、可能であれば持ち去り車両の車種・ナンバーをクリーン推進課までご一報ください。無断持ち去り行為は、5万円以下の過料を科せられることがあります。

なお、トラブルや事件に巻き込まれるおそれもありますので、持ち去り者に声をかけるなどの直接的な行動は控えるようにしてください。

## 資源化物の拠点回収団体支援

クリーン推進課 ☎889-3567

資源化物の持ち去り防止、ごみの減量・資源化の推進を図るため、家庭から出される資源化物（紙類・飲料缶）を回収・保管し、市に引き渡す団体に対して奨励金を交付します。事前に団体の登録が必要です。詳しくは、クリーン推進課までお問い合わせください。

### 【対象団体】

- ①自治会またはPTAなどで構成する公共的かつ自主的な団体
- ②定期的に総回収量が200kg程度になる団体
- ③集めた紙類を濡れないように保管できる団体
- ④その他市長が必要と認める公共的団体

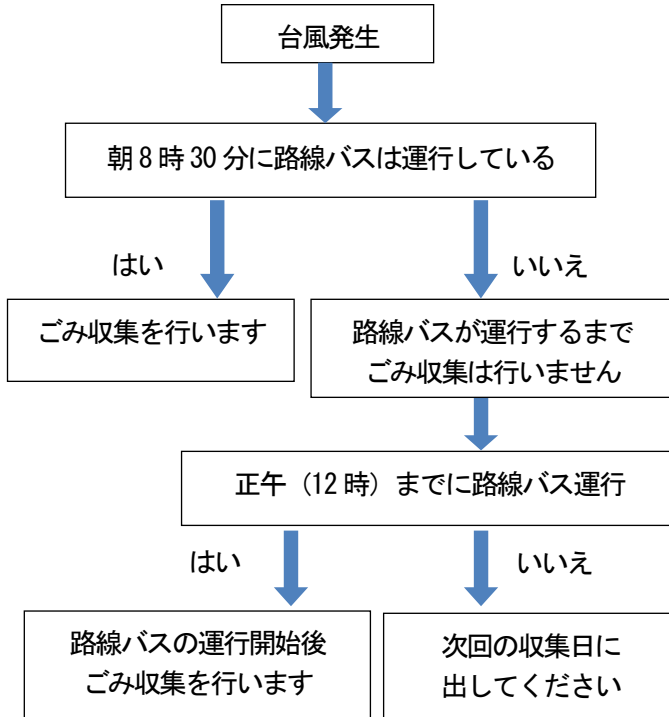
### 【奨励金額】（1kgあたり）

紙類：0円 アルミ缶：60円 スチール缶：3円  
（令和4年5月1日現在）

## 台風時のごみの収集

クリーン推進課 ☎889-3567

台風時にごみを出すと危険です。次回の収集日にごみを出すようご協力をお願いします。



※ごみ収集中に路線バスの運行が停止した場合、その時点から収集を中止します。ご了承ください。

## 自動販売機の設置

クリーン推進課 ☎889-3567

野外に容器入り飲料の自動販売機を設置する場合は、届け出をし、空き缶の回収容器を設置して適正管理を行う義務があります。届け出については、クリーン推進課までお問合せください。

## やめよう！ごみのポイ捨て ポイ捨て防止条例

クリーン推進課 ☎889-3567

那覇市では街中での空き缶や空きビン、チューイングガム、たばこの吸殻などのポイ捨てをなくし、美しく住みよい街づくりを進めるため「那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化促進条例」を制定しています。ポイ捨てや車からの投げ捨てはやめましょう。

※美化促進重点地域（国際通り・沖映通り）で空き缶などをポイ捨てすると、1万円以下の過料を科せられることがあります。



## 地 域・生活・ペット

### 公害でお困りのときは？

環境保全課 ☎951-3229

騒音・振動・ばい煙・悪臭・汚水などの公害でお困りの方は環境保全課までご連絡ください。調査のうえ、問題解決にあたります。

また、工場・店舗・集合住宅などの建築工事にもなる公害の発生を防ぐため、指導要綱による建築事前協議制度も設けています。

### 那覇空港周辺における住宅防音工事について

環境保全課 ☎951-3229

下記の騒音対策区域内で、指定される以前に建てられた住宅の防音工事には、助成を行います。

また、この防音工事で設置した空調機器で、10年以上経過し、故障した機器の取替え工事にも助成を行います。詳しくは、環境保全課までお問い合わせください。

(騒音対策区域)

既存区域：県道231号より空港側の区域で、昭和57年3月30日以前に建てられた住宅

新規区域：赤嶺二丁目、宇栄原一丁目および三丁目、高良一丁目および二丁目の一部で平成27年5月

1日までに建てられた住宅または建設中の住宅

※新規区域の詳しい地図は那覇市ホームページからご確認ください。



### 適正に管理されていない空家について

まちなみ整備課 ☎951-3251

近隣の空家が適切に管理されていないことにより地域の生活環境に影響を及ぼしている場合は、まちなみ整備課までご連絡ください。

### 飼い犬の登録と狂犬病予防注射

環境衛生課 ☎951-1530

飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種は、狂犬病予防法により飼い主に義務付けられています。犬鑑札と狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着させてください。

犬の登録はお住まいの各市町村で行いますので、引越しにより住所が変わったときは、引越し先の市町村で届出が必要です。

詳しくは、環境衛生課までお問い合わせください。

### 犬にかまれたとき

環境衛生課 ☎951-1530

犬にかまれたときは、直ちに医師の手当てを受けるとともに、速やかに環境衛生課までご連絡ください。

狂犬病予防員（獣医師）が、かんだ犬について、狂犬病を発症していないか検診を行います。

### 飼い犬が人や動物をかんだとき

環境衛生課 ☎951-1530

自分の犬が人や動物を襲ったり、かんだときは10日以内に環境衛生課へ連絡し、「飼い犬事故発生届」をご提出ください。

狂犬病予防員（獣医師）が、事故内容の確認及びかんだ犬が狂犬病を発症していないか検診を行います。

### 犬猫が逃げたとき、犬を保護したとき

環境衛生課 ☎951-1530

那覇警察署会計課 ☎836-0110

豊見城警察署会計課 ☎850-0110

沖縄県動物愛護管理センター ☎945-3043

飼い犬・飼い猫が逃げたとき、又は、徘徊犬を保護したときは、環境衛生課及び沖縄県動物愛護管理センター、警察署に連絡し、該当する犬猫の情報がないか確認をしてください。

那覇市で保護収容した犬猫について、那覇市ホームページに情報を掲載しています。

## 犬猫の返還について

環境衛生課 ☎951-1530

保護収容している犬猫は、飼い主からの申請に基づき、飼い主に返還します。

※返還手続きには、手数料が必要になります。

## 犬猫の引取り

環境衛生課 ☎951-1530

飼い犬・飼い猫を飼育できなくなった場合は、環境衛生課にご相談ください。職員が飼えなくなった事情を聞いた上で現況等を確認し、引取りを行うか判断いたします。事前に連絡をせず窓口へ来ても引取りはできませんのでご注意ください。

※引取り申請理由によっては、動物愛護の観点から引取りできない場合もあります。

※引取りするには、手数料が必要になります。

※犬の登録をしていない人は、犬の登録手数料が別途必要になります。

## 徘徊犬の捕獲要請

環境衛生課 ☎951-1530

犬の放し飼いは条例で禁止されています。放し飼いの犬により事故が発生した場合は、飼い主の責任となります。また徘徊している犬は捕獲抑留します。

## 負傷した犬・猫等を見つけたら

環境衛生課 ☎951-1530

負傷した犬・猫等を見つけたときは、環境衛生課までご連絡ください。

## 犬や猫等の糞尿被害などでお困りのときは

環境衛生課 ☎951-1530

犬や猫の糞の放置、鳴き声などでお困りのときは環境衛生課までご相談ください。

## 飼っていた犬・猫等（ペット）が死亡したとき

環境衛生課 ☎951-1530

飼っている犬・猫等（ペット）が死亡したときは、飼い主がペット葬祭業者（有料）へ依頼するか、一般廃棄物として廃棄処理してください。

また、飼っている犬の登録を抹消させていただきますので、当課までご連絡ください。

## 犬猫の譲渡について

環境衛生課 ☎951-1530

那覇市では保護収容した犬猫の新たな飼い主を募集しています。譲渡する犬猫の情報は、那覇市ホームページに掲載しています。詳しくは、環境衛生課へお問い合わせください。

## ハブを見つけたり、かまれたときは

環境衛生課 ☎951-1530

ハブ咬症<sup>こうしょう</sup>を未然に防止するため、ハブ捕獲器の貸出しを行っています。またハブの棲みかとなる穴をふさぐためのセメントや砂などの原材料の支給を行っています。

ハブが目の前にいるときは	110番へ通報
ハブにかまれたときは	119番へ通報

●ハブにかまれた時は、

- あわてずに、ハブかどうかを確かめましょう。ハブなら牙の痕が2か所あり（牙の生えかわり際には、牙の痕が1~4か所になる場合もあります）、5分もしないうちに腫れてすごく痛みます。
- ハブだとわかったら、大声で助けを求め車で病院に連れて行ってもらいましょう。走ると毒の回りが早くなるので、車がない場合は、ゆっくり歩いて行くようにしましょう。
- 病院まで時間がかかる場合は、指が1本とおる程度にゆるく縛りましょう。かまれた部位より心臓に近い部分を、血の流れを減らす程度に縛ります。また、15分に1回はゆるめましょう。

※治療費の自己負担分のうち1万円の範囲内で、申請により市が扶助します（対象：市内に住所がある人）

## 害虫の駆除など

環境衛生課 ☎951-1530

ゴキブリ・蚊・ハエなどは伝染病を媒介する害虫です。自治会などが行う駆除作業への助言を行うほか、駆除のための薬品の支給や噴霧器の貸し出しを行っています。



## あき地の管理

環境衛生課 ☎951-1530

雑草などで周囲に迷惑を及ぼすような不良の状態で見捨てられているあき地の管理者に対し、雑草などの除去について指導します。

※ただし、空き家や墓地、木の越境等は対象外となります。

## メジロの捕獲は禁止になりました！

環境保全課 ☎951-3229

### 【メジロ捕獲の禁止】

●沖縄県第11次鳥獣保護事業計画に基づき、メジロの捕獲が平成24年以降禁止となりました。したがって、捕獲許可に基づく新規飼養登録は、許可しないこととなっています。

### 【飼養登録（更新）】

●現在、メジロを飼養登録している人は、飼養登録を更新することにより、引き続きメジロを飼養することができます。

①申請手数料：3,400円（更新または再交付）

※更新申請の際は、メジロを持参し、直接窓口にお越しください。

②有効期間：1年間（※飼養中は、毎年更新が必要です。更新がされない場合は、メジロの飼養を継続することが出来ません。）

●メジロを許可なく捕獲したり、登録なく飼養した場合は、法律に罰則規定があります。

## 防犯

那覇警察署生活安全課 ☎836-0110

豊見城警察署生活安全課 ☎850-0110

市民生活安全課 ☎862-9930

学校教育課 ☎917-3506

### ●通学路の児童生徒の安全確保

児童生徒を犯罪から守るため、各校区内の通学途中のご家庭・商店などに「子ども110番の家」を設置しています。

緊急時には、子どもたちの緊急避難所となっており、子どもたちを保護し、警察および学校・保護者へ連絡します。

詳しくは所轄の警察署までお問い合わせください。

### ●安全で住みよいまちづくり事業

自治会・PTAなどの市民団体を対象に、次の支援を行っ

ています。詳しくは、市民生活安全課までお問い合わせください。

### ○【保安灯の設置・修繕・省電力型取替への補助／防犯カメラの設置補助】

・省電力型（LED20W以下）保安灯新設・取替  
1灯につき5万円まで

・保安灯修繕 1灯につき3万円まで

・防犯カメラ設置 1台につき10万円まで

### ○保安灯電気料の一部相当額の補助

自治会などの活性化に資することを目的に、電気料の一部に相当する額を補助します。

・省電力型 1灯につき年1,680円まで

・その他 1灯につき年2,400円まで

### ○夜間パトロール腕章・懐中電灯・ハンドメガホンの支給

予算の範囲内での支給のため、数に限りがございます。

## 自治会

まちづくり協働推進課 ☎861-3846

自治会とは、一定の地域内に住む人々の、地域をより快適で住みよくしていこうという共通意識に基づき、自主的に結成された任意団体です。市内では約150の自治会が、親睦、環境美化、青少年健全育成、防犯・防災、福祉活動など生活に密着したさまざまな事業を、地域の特性に応じて行っています。加入については各地域の自治会にお問い合わせください。自治会に関するご相談は、まちづくり協働推進課または那覇市自治会長会連合会事務局（☎911-3509）までお問い合わせください。

### 【まちづくり協働推進課ホームページアドレス】

<http://www.city.naha.okinawa.jp/admin/cityhall/sosiki/sosiki/bukyoku/siminbunkabu/matidukuri.html>

### ●自治会を結成したいときは

地域での自治会づくりを推進していくため、市では必要に応じて自治会づくりについての説明やアドバイスをを行い、活動を支援します。

### ●地縁団体認可申請について

一定の要件を満たした自治会などの地縁による団体は、法人格を取得し、自治会名義で不動産などの登記ができます。不動産などの資産を保有している自治会は、登記上のトラブルを避けるためにも、ぜひご相談ください。

## 自治会への各種活動助成などについて

まちづくり協働推進課 ☎861-3846

市政に関する連絡事務委託の契約を交わしている自治会に対し、委託料をお支払いしているほか、自治会活動の支援として各種補助金を交付しています。

- 夏祭り、敬老会などの地域活動事業への補助
- 自治会結成のための会議などへの補助
- 自治会広報掲示板の設置、修繕への補助
- 自治会事務所・土地の賃借料への補助
- 自治会集会所の建設・改修への補助

## はかりの定期検査について

市民生活安全課 ☎862-9955

スーパーや商店でははかり売りや、病院などで健康診断のために使用されている「はかり」は長く使用していると精度のくるいが生じることがあります。

そこで、取引や証明に使用する「はかり」については、2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。

那覇市では、奇数年度に定期検査を行っています。

## 消費生活相談 (P41 参照)

## 葬 祭 ・ 墓 地

### 公営斎場

南部広域市町村圏事務組合 いなんせ斎苑  
☎869-1616

#### ●いなんせ斎苑

【所在地】 浦添市伊奈武瀬 1-7-5

【利用時間】 8:30~17:15 (1月1日、旧暦7月15日はお休みです)

※管理上必要なときは臨時に休苑する場合があります。

【申込み】 電話予約サービス (8時30分~17時15分) をご利用ください。

#### 【当日持参するもの】

印鑑、死体(死胎)火葬許可証または改葬許可証

【注意事項】 予約された時刻の5分前までに使用料の納付、斎苑使用申請書および許可証発行などの手続きを行ってください。これらの手続きを行わないと火葬することができません。

### 墓を建てる際は

環境保全課 ☎951-3229

着工前に、市長の許可が必要です。個人墓禁止区域など、制限される場合があります。

### 無縁遺骨、無縁墓を見つけたら

環境保全課 ☎951-3229

無縁遺骨を見つけた土地の管理者(所有者)が、無縁遺骨移転のための改葬許可申請手続きを行う必要があります。

### 納骨堂(那覇市識名霊園内)の使用

環境保全課 ☎951-3229  
識名霊園管理事務所 ☎833-5934

識名霊園内に合葬施設を備えた納骨堂『那覇市民共同墓』があります。使用については、那覇市に住所を有する人が申し込みできます。詳しくは、環境保全課までお問い合わせください。

#### <那覇市民共同墓 料金表>

		区分	使用期間	使用料金	
市民共同墓	合葬式墓地	合葬用納骨室	1体用納骨壇	12年 82,000円 32年 169,000円	
			2体用納骨壇	12年 164,000円 32年 338,000円	
		特殊壇	12年 238,000円~ 32年 586,000円~		
			合葬室	焼骨を所持 生前予約	永年 30,000円
		納骨室	短期収蔵	1体用納骨壇	5年 25,000円
				2体用納骨壇	5年 50,000円
	特殊壇		5年 100,000円		
			参拝室	1時間	500円

## 上下水道・し尿

### 浄化槽

環境保全課 ☎951-3229

浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水を、それぞれの家できれいにする施設です。しくみは下水道とほぼ同じで、下水道に接続されていない家では浄化槽を設置する必要があります。

これから浄化槽の設置を予定している人は、浄化槽設置者講習会（毎月第3木曜日※要事前予約）の受講が必要になります。詳しくは、環境保全課までお問い合わせください。

### 那覇市上下水道局

【所在地】 那覇市おもろまち1-1-1  
（庁舎愛称：みずプラッサ）  
※連絡先については P143 をご覧ください。

【開庁時間】 月～金 8時30分～17時15分

【交通案内(令和4.5.13時点)】

(ゆいレール) おもろまち駅下車（徒歩10分）

(路線バス) 3番 松川新都心線

4番 新川おもろまち線

6番 那覇おもろまち線

7番 首里城下町線

10番 牧志新都心線

11番 安岡宇栄原線

21番 新都心具志川線（オンモール沖縄）

228番 読谷おもろまち線（共同運行）

停留所：おもろまち一丁目・メインプレイス東口（徒歩2分）、那覇市水道局前（徒歩1分）

【那覇市上下水道局ホームページアドレス】

<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html>

### トイレの水洗化について

料金サービス課 ☎941-7810

公共下水道の供用開始が公示されると、その日から3年以内に処理区域内の既存建物（浄化槽、汲み取り）は、公共下水道に接続しなければなりません。下水道への接続・排水設備工事については、料金サービス課排水設備係までお問い合わせください。

### 浄化槽の維持管理

環境保全課 ☎951-3229

家を新築・改築して浄化槽を設置する場合は、環境保全課へ設置の届けが必要です。

管理者・使用者は、浄化槽の種類と規模に応じて適切な維持管理を行う義務があります。

浄化槽保守点検業者および清掃業者と契約の上、定期的な保守点検と清掃を行い、必ず年1回は公益社団法人沖縄県環境整備協会（☎835-8833）に依頼し法定検査を受けましょう。

### し尿の汲み取り・浄化槽汚泥の清掃

環境政策課 ☎951-3231

市が許可している、し尿の汲み取り業者および浄化槽汚泥の清掃業者は下記のとおりです。

#### し尿の汲み取り

事業者名	電話番号
(有)あかつき衛生	853-5004
(有)中央環境サービス公社	862-2930

#### 浄化槽汚泥の清掃

大城 秀吉	834-6194
(有)あかつき衛生	853-5004
(有)丸十衛生設備	889-5164
富本 祐昌	834-0854
(有)トップ環境	882-8150
(有)中央環境サービス公社	862-2930

## 住まい・屋外広告物・道路

### 市営住宅への入居

市営住宅課 ☎951-3242

#### 【入居資格の原則】

- ①市内に住所を有している、または勤務している方
- ②世帯収入月額が次の条件を満たす世帯  
※世帯収入月額＝（年間総所得－該当する控除の合計額）÷12か月
  - 公営住宅への入居の場合：世帯収入月額 15 万 8 千円以下
  - 改良住宅への入居の場合：世帯収入月額 11 万 4 千円以下
- ③現に住宅に困窮していることが明らかな世帯

#### 【公募のお知らせ】

市営住宅の入居者募集は、原則年に1回実施します。募集の内容については市営住宅課ホームページ、または「広報なは市民の友」、新聞紙上でもお知らせします。

#### 【市営住宅課ホームページアドレス】

<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/cityhall/sosiki/sosiki/bukyoku/matnamikyousoubu/siejyutaku.html>

### 家を建てる時には

建築指導課 ☎951-3244

建築確認申請書を提出し、確認を受けて着工してください。また、工事が完了したときには、完了した日から4日以内に完了検査を申請してください。

●家を新築するために土地を買う、または賃借するときは次の点に注意してください。

- ①都市計画上の用途地域、その他の地区・区域などを確認してください。
  - 用途地域などにより、一定の制限があります。
  - 1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行うときは、開発許可が必要な場合があります。（農地（田・畑）となっている場合は、農地転用の届出が必要です）
- ②敷地と道路の関係（家を建てられない例があります）
  - 幅員4m以上の道路に2m以上接していない土地は、原則として家は建てられません。
  - 幅員4m未満の道については、建築基準法上の道路

かどうかの調査が必要です。

#### ③隣地と建物の距離

○建築基準法上は、壁面制限のある地域外において、隣地との距離を制限する規定はありません。ただし、民法上は隣の敷地境界線から50cm以上離す規定があります。トラブルになりやすいので注意しましょう。

#### 【建築指導課ホームページアドレス】

<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/cityhall/sosiki/sosiki/bukyoku/matnamikyousoubu/sidou.html>

### 都市計画決定の確認

都市計画課 ☎951-3246

建築計画をするときは、用途地域、地区計画、都市計画施設などの都市計画を調べましょう。都市計画課では、都市計画図の販売のほか、都市計画図書の閲覧ができます。

都市計画施設の区域内で建築などを行うときは、市長の許可が必要になる場合があります。

#### 【なはMAP（都市計画）】

[https://www.soniceweb-asp.jp/naha/map?theme=th\\_4](https://www.soniceweb-asp.jp/naha/map?theme=th_4)



那覇市立地適正化計画の公表（令和2年3月）に伴い、住宅や誘導施設の建築等の行為を行うときには、届出が必要な場合があります。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

#### 【都市計画課ホームページアドレス】

[https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/tosi/tosiplan/rittitekiseika\\_naha.html](https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/tosi/tosiplan/rittitekiseika_naha.html)





## 地区計画区域内の建築などに係る届出

建築指導課 ☎951-3244

次の地区については、建築物・敷地・塀などに対し、様々な制限があります。建築などを行うときは事前に（工事に着手する日の30日前までに）届け出が必要ですので、建築指導課へご相談ください。

※制限のある区域

松山地区、久茂地地区、壺川地区、泊地区、小禄金城地区、具志宮城地区、小禄南地区、石嶺北翔・福祉地区、空港南地区、真嘉比古島地区、那覇新都心地区、那覇新都心再開発地区、石嶺農住地区、石嶺市営住宅地区、宇栄原市営住宅地区、石嶺福祉センター線沿道北地区、大名市営住宅地区、農連市場地区（防災街区）、久茂地牧志地区

【建築指導課ホームページアドレス】

<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/cityhall/sosiki/sosiki/bukyoku/matnamikyousoubu/sidou.html>

## 「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」による届出

建築指導課 ☎951-3244

一定規模以上の建物などの解体工事などを行う場合は、発生資材の再資源化を促進するため工事現場で分別解体することが義務付けられています。工事着手7日前までに、分別解体などの計画について届け出が必要です。詳しくは、建築指導課までお問い合わせください。

【建築指導課ホームページアドレス】

<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/cityhall/sosiki/sosiki/bukyoku/matnamikyousoubu/sidou.html>

## 車庫への出入りのための道路改修工事

道路管理課 ☎951-3237

車庫などへの出入りのために、道路のガードレールの撤去や、歩道の切り下げなどが必要なときは、道路管理者の承認が必要です。詳しくは、道路管理課までお問い合わせください。

## 住居表示

技術総務課 ☎ 943-0779

### ●証明について（無料）

住居表示の変更、町名の変更及び住居番号の設定に関する証明が必要な場合、証明書の交付を行っていません。

個人の場合：本庁ハイサイ市民課・各支所窓口

法人又は事業所の場合：技術総務課（住居表示グループ）

### ●住居番号の設定について（無料）

住居表示実施地区内で建物を新築（建替え・入り口の変わる増改築を含む）したときは、申請（住居番号設定等申請）が必要です。

この手続きを行わず、前建物の住居番号または地番などを使用されますと、住民登録や郵便物等の配達などに支障をきたす場合がありますので、建物の出入り口が現場にて確認できる時期に速やかに申請してください。審査後、新しい住居番号を設定し、住居番号表示板と町名表示板を交付します。

なお、住居表示実施地区、住居番号設定等申請書の様式、手続き方法等については、那覇市ホームページにてご確認ください。

## 狭あい道路整備事業

建築指導課 ☎951-3244

狭あい道路（建築基準法第42条第2項に規定する道路）に面して建物を建てたり、塀などを設ける場合は、原則として道路の中心線から2メートルの位置に敷地後退をし、幅員4メートルの道路にすることが義務付けられています。

○建築確認申請などを申請する場合は、30日前までに事前協議を行ってください。

○狭あい道路における後退部分の舗装整備などに対して助成金を支給します（アスファルト舗装またはコンクリート舗装工事につき1㎡あたり4千円を支給、上限10万円。）

【建築指導課ホームページアドレス】

<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/cityhall/sosiki/sosiki/bukyoku/matnamikyousoubu/sidou.html>

## 道路占用許可申請

道路管理課 ☎951-3237

建築足場や建物に取り付ける看板などが道路に突出する場合は、事前に道路管理者へ道路占用許可申請書を提出し、許可を受けなければなりません。

区分	道路管理者	電話番号
那覇市道・里道	那覇市道路管理課	951-3237
国道	南部国道事務所	861-2336
県道	南部土木事務所	867-2941

## 私道整備補助制度

道路管理課 ☎951-3237

私道は道路法に基づく道路ではないため、市が整備したり、維持管理することはできません。しかし地域の方が整備する場合は、資材の無償提供を行います。

また、つぎの要件を満たす私道の整備については、工事費の9割以内（限度額500万円）で補助を実施しています。

### 【要件】

- ①現に一般交通の用に供されていること。
- ②築造後、10年以上経過していること。
- ③道路幅員が原則として3m以上であること。
- ④行き止まり（袋小路）私道は延長が35m以上であること。
- ⑤沿道に人の住んでいる家が4戸以上あり、かつ建物所有者が4人以上で土地所有者の承諾が必要。

## 那覇市景観計画・那覇市都市景観条例

都市計画課 ☎951-3246

市では、那覇の快適で美しい景観を、まもり・そだて・つくることを目的に、景観法に基づく「那覇市景観計画」を策定しております。

那覇市都市景観条例に基づき、市内全域において、一定規模以上の建物などをつくる場合や、外壁の塗替えなどを行う際には、届出が必要になります。

都市景観形成地域（壺屋地区、首里金城町地区、龍潭通り沿線地区）に指定している地域では、歴史的な景観を保全・創出するため景観形成基準を定めており、景観に寄与する行為に対して助成を行っております。

【都市計画課 都市景観行政ホームページアドレス】  
<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/tosi/dezain/keikangyousei.html>

## 那覇市屋外広告物条例

都市計画課 ☎951-3246

### 屋外広告物許可申請

那覇市内において、屋外に一定規模以上の広告物（看板、立看板、電光表示広告板など）を表示する場合は、市長の許可が必要になることがあります。また、市内で屋外広告業を営むためには、市長の登録を受けるか特例規定に基づき届出をしなければなりません。詳しくは、下記のホームページをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。

【都市計画課 屋外広告物関係ホームページアドレス】  
<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/tosi/dezain/okugai/index.html>

## 地価公示

資産税課 ☎862-5320

地価公示は、国土交通省ホームページにて検索できません。



## 花とみどり・公園

### 花とみどりにあふれたまちづくりを進めるために

公園管理課 ☎951-3239

#### ●花いっぱい推進運動

花いっぱい推進運動を市民運動として広めるため、草花苗などを無料配布しますので、公園管理課までお申し込みください。なお、配布量・期間については限りがあります。

#### ●公園ボランティア募集

「協働によるまちづくり」の一環として公園ボランティアを募集しています。

「公園愛護会」 5人以上の団体又は個人等で公園の清掃などを行います。清掃用具の貸与や、5人以上の団体で月2回以上活動がある場合、その月に対して月3,000円の報酬金を支給します。

「企業ボランティア」 企業の持つ組織力、専門力を活かし公園の管理や清掃などを行います。

「公園自治会等管理」 日常的な公園管理として、公園の清掃、トイレの清掃、草刈りなどの活動を行い、委託料を支払います。

## 那覇市緑化センター

那覇市緑化センター ☎862-1947

那覇市緑化センターは、緑化および地域の活性化などの諸施策を展開する拠点として、潤いと安らぎのあるまちづくりを推進するための施設です。緑化に関する各種講座や技術指導、相談などを行っています。

【所在地】 那覇市おもろまち3-2-1 新都心公園内

【利用時間】 9時～21時（月曜日、年末年始はお休みです）  
※管理上必要なときは臨時に休館する場合があります。

【利用対象者】 市に住所を有する、または在勤、在学する方

【使用料金】 有料

【ホームページアドレス】 <http://w1.nirai.ne.jp/nahagreen/>

# MEMO



毎日の暮らし